

平成 25 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 北村 邦太郎
(コード番号: 8309 東大名)
問合せ先 総務部長 親家 幸造
(TEL: 03-6256-6000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 2 期定時株主総会及び各種類株式に係る種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 新たな自己資本比率規制への対応

主要国等の金融監督当局で構成するバーゼル銀行監督委員会が平成 22 年 12 月に公表した新たな自己資本比率規制に対応し、本邦においても、国際的に活動する銀行及び銀行持株会社を対象とする新たな自己資本比率規制（以下「本規制」といいます。）が施行されたことに伴い、本規制に対応する優先株式の発行を可能とすることを主たる目的として関連する条項を変更するものであります。

具体的には、優先株式に係る規定に、金融監督当局が定める規制事由（実質破綻認定）が生じた場合において、当社が無償又は普通株式を対価として当該優先株式を取得することを可能とする条項を含む優先株式の条項を新設すること等によって、金融環境の変化に応じた最適な資本政策の選択確保を図るものです。

なお、平成 23 年 4 月 1 日に経営統合に伴い発行した第 1 回第七種優先株式については、内容に変更ありません。

(2) 社外取締役との責任限定契約に係る規定の追加

社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の責任限定契約の規定に基づき、定款に社外取締役との責任限定契約に係る規定を追加するものであります。なお、この規定の追加に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、上記各変更に合わせて条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|------------|---------------------------|
| 株主総会開催日 | 平成 25 年 6 月 27 日（木曜日）（予定） |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 25 年 6 月 27 日（木曜日）（予定） |

以 上

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分)

| 現行定款 | 変更案 | 変更理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------------|----------------|---------|--------------|---------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|--|------|----------------|------------|---------------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|---|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>9,100,000,000株</u>とし、各種類の種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、<u>第1回ないし第4回第七種優先株式(以下併せて「第七種優先株式」という。)</u>の発行可能種類株式総数は併せて<u>200,000,000株</u>、<u>第1回ないし第4回第八種優先株式(以下併せて「第八種優先株式」という。)</u>の発行可能種類株式総数は併せて<u>100,000,000株</u>、<u>第1回ないし第4回第九種優先株式(以下併せて「第九種優先株式」といい、第五種優先株式、第六種優先株式、第七種優先株式および第八種優先株式と併せて「優先株式」という。)</u>の発行可能種類株式総数は併せて<u>100,000,000株</u>をそれぞれ超えないものとする。</p> <table> <tr> <td>普通株式</td> <td>8,500,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第五種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第六種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第七種優先株式</td> <td>200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第七種優先株式</td> <td>200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第七種優先株式</td> <td>200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第七種優先株式</td> <td>200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第八種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第八種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第八種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第八種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第九種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第九種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第九種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第九種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> </table> | 普通株式 | 8,500,000,000株 | 第五種優先株式 | 100,000,000株 | 第六種優先株式 | 100,000,000株 | 第1回第七種優先株式 | 200,000,000株 | 第2回第七種優先株式 | 200,000,000株 | 第3回第七種優先株式 | 200,000,000株 | 第4回第七種優先株式 | 200,000,000株 | 第1回第八種優先株式 | 100,000,000株 | 第2回第八種優先株式 | 100,000,000株 | 第3回第八種優先株式 | 100,000,000株 | 第4回第八種優先株式 | 100,000,000株 | 第1回第九種優先株式 | 100,000,000株 | 第2回第九種優先株式 | 100,000,000株 | 第3回第九種優先株式 | 100,000,000株 | 第4回第九種優先株式 | 100,000,000株 | <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>9,009,000,000株</u>とし、各種類の種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、<u>(ア)第1回ないし第4回第八種優先株式(以下併せて「第八種優先株式」という。)</u>、<u>第1回ないし第4回第十一種優先株式(以下併せて「第十一種優先株式」という。)</u>および<u>第1回ないし第4回第十二種優先株式(以下併せて「第十二種優先株式」という。)</u>の発行可能種類株式総数は併せて<u>100,000,000株</u>、<u>(イ)第1回ないし第4回第九種優先株式(以下併せて「第九種優先株式」という。)</u>、<u>第1回ないし第4回第十三種優先株式(以下併せて「第十三種優先株式」という。)</u>および<u>第1回ないし第4回第十四種優先株式(以下併せて「第十四種優先株式」という。)</u>の発行可能種類株式総数は併せて<u>100,000,000株</u>、<u>(ウ)第1回ないし第4回第十種優先株式(以下併せて「第十種優先株式」という。)</u>、<u>第1回ないし第4回第十五種優先株式(以下併せて「第十五種優先株式」という。)</u>および<u>第1回ないし第4回第十六種優先株式(以下併せて「第十六種優先株式」といい、第1回第七種優先株式、第八種優先株式、第九種優先株式、第十種優先株式、第十一種優先株式、第十二種優先株式、第十三種優先株式、第十四種優先株式および第十五種優先株式と併せて「優先株式」という。)</u>の発行可能種類株式総数は併せて<u>200,000,000株</u>をそれぞれ超えないものとする。</p> <table> <tr> <td>普通株式</td> <td>8,500,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第七種優先株式</td> <td><u>109,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第1回第八種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第八種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第八種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第八種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第九種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> </table> | 普通株式 | 8,500,000,000株 | 第1回第七種優先株式 | <u>109,000,000株</u> | 第1回第八種優先株式 | 100,000,000株 | 第2回第八種優先株式 | 100,000,000株 | 第3回第八種優先株式 | 100,000,000株 | 第4回第八種優先株式 | 100,000,000株 | 第1回第九種優先株式 | 100,000,000株 | <p>自己資本比率規制(パーゼルⅢ)を踏まえた資本政策の柔軟性を確保しておく観点から、金融監督当局が定める一定の規制事由が生じた場合において、当社が無償もしくは普通株式を対価として取得する旨の条項を付した種類株式を新設するとともに、発行可能種類株式総数を減少させる形での各種類の種類株式の整理その他所要の変更を行うものであります。</p> |
| 普通株式 | 8,500,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第五種優先株式 | 100,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第六種優先株式 | 100,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1回第七種優先株式 | 200,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2回第七種優先株式 | 200,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3回第七種優先株式 | 200,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4回第七種優先株式 | 200,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1回第八種優先株式 | 100,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2回第八種優先株式 | 100,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3回第八種優先株式 | 100,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4回第八種優先株式 | 100,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1回第九種優先株式 | 100,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2回第九種優先株式 | 100,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3回第九種優先株式 | 100,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4回第九種優先株式 | 100,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通株式 | 8,500,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1回第七種優先株式 | <u>109,000,000株</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1回第八種優先株式 | 100,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2回第八種優先株式 | 100,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3回第八種優先株式 | 100,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4回第八種優先株式 | 100,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1回第九種優先株式 | 100,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現行定款 | 変更案 | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p>第7条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 優先株式</p> <p>第12条 (優先配当金)</p> <p>当社は、第52条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられ</p> | <p>第2回第九種優先株式 100,000,000株 第3回第九種優先株式 100,000,000株 第4回第九種優先株式 100,000,000株 第1回第十種優先株式 200,000,000株 第2回第十種優先株式 200,000,000株 第3回第十種優先株式 200,000,000株 第4回第十種優先株式 200,000,000株 第1回第十一種優先株式 100,000,000株 第2回第十一種優先株式 100,000,000株 第3回第十一種優先株式 100,000,000株 第4回第十一種優先株式 100,000,000株 第1回第十二種優先株式 100,000,000株 第2回第十二種優先株式 100,000,000株 第3回第十二種優先株式 100,000,000株 第4回第十二種優先株式 100,000,000株 第1回第十三種優先株式 100,000,000株 第2回第十三種優先株式 100,000,000株 第3回第十三種優先株式 100,000,000株 第4回第十三種優先株式 100,000,000株 第1回第十四種優先株式 100,000,000株 第2回第十四種優先株式 100,000,000株 第3回第十四種優先株式 100,000,000株 第4回第十四種優先株式 100,000,000株 第1回第十五種優先株式 200,000,000株 第2回第十五種優先株式 200,000,000株 第3回第十五種優先株式 200,000,000株 第4回第十五種優先株式 200,000,000株 第1回第十六種優先株式 200,000,000株 第2回第十六種優先株式 200,000,000株 第3回第十六種優先株式 200,000,000株 第4回第十六種優先株式 200,000,000株</p> <p>第7条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 優先株式</p> <p>第12条 (優先配当金)</p> <p>当社は、第54条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられ</p> | <p>条数の繰下げに伴う引用条数の変更、および各種の種類株式の新設および整理に伴う所要の変更を行うものであります。</p> |

| 現行定款 | 変更案 | 変更理由 |
|---|---|--|
| <p>た基準日により、次条に定める優先中間配当金の全部または一部および第 14 条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p><u>第五種優先株式</u></p> <p><u>1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合せとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標（LIBOR、TIBOR、スワップレート等）に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。</u></p> <p><u>第六種優先株式</u></p> <p><u>1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合せとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標（LIBOR、TIBOR、スワップレート等）に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。</u></p> <p>第1回第七種優先株式</p> <p>1株につき、年42円30銭</p> <p><u>第2回ないし第4回第七種優先株式</u></p> <p><u>1株につき、年150円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</u></p> <p>各種類の第八種優先株式</p> <p>1株につき、年100円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p> <p>各種類の第九種優先株式</p> <p>1株につき、年100円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>第13条（優先中間配当金）</p> <p>当社は、<u>第53条</u>に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以</p> | <p>た基準日により、次条に定める優先中間配当金の全部または一部および第 14 条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p>第1回第七種優先株式</p> <p>1株につき、年42円30銭</p> <p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式および各種類の第十四種優先株式</p> <p>1株につき、年100円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p> <p>各種類の第十種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</p> <p>1株につき、年150円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第13条（優先中間配当金）</p> <p>当社は、<u>第55条</u>に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以</p> | <p>条数の繰下げに伴う引用条数の変更、および各種の種類株式の新設および整理に伴う所要の変更を行うもので</p> |

| 現行定款 | 変更案 | 変更理由 |
|---|---|--|
| <p>下「優先中間配当金」という。)を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p><u>第五種優先株式、第六種優先株式、第2回ないし第4回第七種優先株式、各種類の第八種優先株式および各種類の第九種優先株式</u></p> <p><u>1株につき、優先配当金の額の2分の1を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</u></p> <p>第1回第七種優先株式 1株につき、年21円15銭</p> <p>第14条（優先臨時配当金） 当社は、第52条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先臨時配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日（以下「臨時配当基準日」という。）前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、優先中間配当金の全部または一部および別の優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p><u>第五種優先株式、第六種優先株式、第2回ないし第4回第七種優先株式、各種類の第八種優先株式および各種類の第九種優先株式</u></p> <p><u>1株につき、優先配当金の額を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</u></p> <p>第1回第七種優先株式 1株につき、経過期間相当額（臨時配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から臨時配当基準日（同日を含む。）までの日数を365で除した数に優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数</p> | <p>下「優先中間配当金」という。)を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p>第1回第七種優先株式 1株につき、年21円15銭</p> <p><u>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式、各種類の第十四種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</u></p> <p><u>1株につき、優先配当金の額の2分の1を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</u></p> <p>第14条（優先臨時配当金） 当社は、第54条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先臨時配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日（以下「臨時配当基準日」という。）前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、優先中間配当金の全部または一部および別の優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p>第1回第七種優先株式 1株につき、経過期間相当額（臨時配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から臨時配当基準日（同日を含む。）までの日数を365で除した数に優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数</p> <p><u>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式、各種類の第十四種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先</u></p> | <p>あります。</p> <p>条数の繰下げに伴う引用条数の変更、および各種の種類株式の新設および整理に伴う所要の変更を行うものがあります。</p> |

| 現行定款 | 変更案 | 変更理由 |
|---|--|---|
| <p>第3位を四捨五入する。)をいう。)</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p>第18条 (普通株式を対価とする取得請求権) 各種類の第八種優先株式または各種類の第九種優先株式を有する優先株主は、発行に先立って取締役会の決議で定める当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間中、当会社が当該種類の優先株式を取得するのと引換えに当該決議で定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第19条 (金銭を対価とする取得条項) 当社は、<u>第五種優先株式、第六種優先株式、第2回ないし第4回第七種優先株式および各種類の第八種優先株式</u>について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢および当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭と引換えに、その一部または全部を取得することができる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>第20条 (普通株式を対価とする取得条項) 当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった各種類の第八種優先株式および各種類の第九種優先株式を、当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに当該種類の優先株式1株当たりの払込金額相当額を同日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎</p> | <p><u>株式</u></p> <p><u>1株につき、優先配当金の額を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</u></p> <p>第15条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第18条 (普通株式を対価とする取得請求権) 各種類の第八種優先株式、<u>各種類の第九種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式</u>または各種類の第十四種優先株式を有する優先株主は、発行に先立って取締役会の決議で定める当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間中、当会社が当該種類の優先株式を取得するのと引換えに当該決議で定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第19条 (金銭を対価とする取得条項) 当社は、各種類の第八種優先株式、<u>各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十五種優先株式</u>および各種類の第十六種優先株式について、取締役会が別に定める日が到来したときは、<u>当該種類の優先株式</u>を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢および<u>当該種類の優先株式</u>に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭と引換えに、その一部または全部を取得することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第20条 (普通株式を対価とする取得条項) 当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった各種類の第八種優先株式、<u>各種類の第九種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式</u>および<u>各種類の第十四種優先株式</u>を、当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに当該種類の優先株式1株当たりの払込金額相</p> | <p>各種の種類株式の新設に伴う所要の変更を行うものがあります。</p> <p>各種の種類株式の新設および整理に伴う所要の変更を行うとともに、一部文言を整備し、当該規定内容を明確化するものであります。</p> <p>各種の種類株式の新設に伴う所要の変更を行うものがあります。</p> |

| 現行定款 | 変更案 | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p>日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が当該種類の優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額を下回るときは、当該種類の優先株式1株当たりの払込金額相当額を当該決議で定める額で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> | <p>当額を同日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が当該種類の優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額を下回るときは、当該種類の優先株式1株当たりの払込金額相当額を当該決議で定める額で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。</p> <p><u>2 当社は、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十三種優先株式および各種類の第十五種優先株式について、当会社に適用される自己資本比率規制に基づき当社につき元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときとして当該種類の優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める一定の事由が生じたときは、当該決議で定める当該事由が生じた後の一定期間内の日であって、取締役会が別に定める日、または当該別に定める日が存在しないときは当該一定期間の末日をもって、当該種類の優先株式の全部を取得し、これと引換えに当該決議で定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を交付する。</u></p> | <p>自己資本比率規制（バーゼルⅢ）への対応として、金融監督当局が定める一定の規制事由が生じた場合において、当社が普通株式を対価として当該種類の優先株式を取得する旨の条項を追加するものであります。</p> |
| <p><u>2 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に規定される方法によりこれを取り扱う。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> | <p><u>3 前二項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に規定される方法によりこれを取り扱う。</u></p> <p><u>第21条（無対価の取得条項）</u> <u>当社は、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十四種優先株式および各種類の第十六種優先株式について、当会社に適用される自己資本比率規制に基づき当社につき元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認めら</u></p> | <p>第2項の新設に伴う項数の繰下げその他所要の変更を行うものであります。</p> <p>自己資本比率規制（バーゼルⅢ）への対応として、金融監督当局が定める一定の規制事由が生じた場合において、当社が無償で当該種類の優先株式を取得する旨の条項を追加するものであります。</p> |

| 現行定款 | 変更案 | 変更理由 |
|---|---|--|
| <p>第 21 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 株 主 総 会 第 22 条～第 28 条 (条文省略)</p> <p>第 29 条 (種類株主総会) 第 22 条第 2 項、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。 第 5 章 取締役および取締役会 第 30 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 監査役および監査役会 第 39 条～第 46 条 (条文省略)</p> <p>第 47 条 (社外監査役との責任限定契約) 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第 7 章 会計監査人 第 48 条～第 49 条 (条文省略)</p> <p>第 8 章 計 算 第 50 条～第 54 条 (条文省略)</p> | <p><u>れるときとして当該種類の優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める一定の事由が生じたときは、当該決議で定める当該事由が生じた後の一定期間内の日であって、取締役会が別に定める日、または当該別に定める日が存在しないときは当該一定期間の末日をもって、無償で、当該種類の優先株式の全部を取得する。</u></p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 株 主 総 会 第 23 条～第 29 条 (現行どおり)</p> <p>第 30 条 (種類株主総会) 第 23 条第 2 項、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。 第 5 章 取締役および取締役会 第 31 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p><u>第 40 条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第 6 章 監査役および監査役会 第 41 条～第 48 条 (現行どおり)</p> <p>第 49 条 (社外監査役との責任限定契約) 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第 7 章 会計監査人 第 50 条～第 51 条 (現行どおり)</p> <p>第 8 章 計 算 第 52 条～第 56 条 (現行どおり)</p> | <p>条数の繰下げに伴う引用条数の変更を行うものであります。</p> <p>社外取締役選任に備えて現行第 47 条 (変更案第 49 条) と同趣旨の規定を社外取締役について新設するものであります。</p> <p>文言を整備するものであります。</p> |

(ご参考)

「定款一部変更の件」(新たな自己資本比率規制への対応)に係る参考資料

【趣旨及び変更理由】

平成25年3月31日より適用開始された自己資本比率規制(バーゼルⅢ)の内容を踏まえ、金融環境の変化に応じた最適な資本政策の選択肢を確保しておくため、当該規制に対応する優先株式の発行を可能とするものであります。なお、発行可能な転換型優先株式の総数に変更はありません。(また、発行可能な社債型優先株式の総数は削減しております。)

【変更箇所】

- ① 実質破綻時に当社が無償又は当社普通株式を対価として当該優先株式を取得できる旨(「損失吸収条項」)の条文の追加 [第20条第2項、第21条]
- ② 「損失吸収条項」を具備する優先株式の種類を追加 [第6条]
- ③ 既存の社債型優先株式の種類一本化と授權枠(発行可能種類株式総数)の再設定 [第6条]
- ④ その他優先株式の種類を追加することに伴う文言等の変更 [第12条~第14条、第18条~第20条第1項]

| | | 現行定款 | 変更後 | |
|---------------------------|-----------------------|------------------------|---|---|
| 社債型 | 既発行 | 第1回第七種 109,000,000株 | 第1回第七種 109,000,000株 | |
| | 未発行 | 第五種 100,000,000株 | 第十種 } 第十五種 } 合算枠 200,000,000株 第十六種 } | 【新設】未発行の社債型優先株式(第五種・第六種・第2回~第4回第七種)を一本化したもの |
| | | 第六種 100,000,000株 | | 【新設】損失吸収条項(普通株式対価)を具備したもの |
| 第2回~第4回第七種 91,000,000株 | 【新設】損失吸収条項(無償)を具備したもの | | | |
| 転換型 | 未発行 | 第八種 100,000,000株 | 第八種 } 第十一種 } 合算枠 100,000,000株 第十二種 } | 【新設】損失吸収条項(普通株式対価)を具備したもの |
| | | 第九種 100,000,000株 | | 【新設】損失吸収条項(無償)を具備したもの |
| | 既発行 | 第十種 100,000,000株 | 第九種 } 第十三種 } 合算枠 100,000,000株 第十四種 } | 【新設】損失吸収条項(普通株式対価)を具備したもの |
| | | 第十一種 100,000,000株 | | 【新設】損失吸収条項(無償)を具備したもの |
| (参考) 発行可能種類株式総数 | | 600,000,000株 | 509,000,000株 | |

※「社債型」は弊社による金銭対価による取得条項付き、「転換型」は株主様による弊社普通株式への転換請求条項付き(第八種は弊社による金銭取得条項付き、第九種は同条項なし)の優先株式を意味しております。

※発行可能種類株式総数について、社債型(第十種・第十五種・第十六種)は2億株、転換型(金銭取得条項付き:第八種・第十一種・第十二種)は1億株、転換型(金銭取得条項なし:第九種・第十三種・第十四種)は1億株の合算枠としております。

※第十一種・第十三種・第十五種は普通株式を対価として、第十二種・第十四種・第十六種は無償で、金融監督当局が定める規制事由が生じた場合に、弊社が当該優先株式を取得する旨の「損失吸収条項」が付されております。

※第八種乃至第十六種はいずれも第1回から第4回の計4回まで別個の種類として発行可能です。